

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会  
第24回会合議事録

日 時： 平成26年6月26日（木）14：00～16：00

場 所： 内閣府（4号館）共用第3特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、尾花委員、国分委員、曾我委員、高橋委員、矢橋委員代理、設楽委員代理、吉川委員代理

（参考人）大久保貴代（（一財）インターネット協会主幹研究員）、山田英嗣（（一社）電気通信事業者協会）、（設楽哲（一社）電子情報技術産業協会）、石原友信（安心ネットづくり促進協議会事務局長）三浦啓亨（（一社）全国高等学校PTA連合会副会長）、金井修（（一社）全国高等学校PTA連合会専務理事）

（内閣府）安田審議官、山岸参事官

（オブザーバー）内閣官房IT総合戦略室参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房秘書課政策評価室補佐官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長（併）参事官（青少年健全育成担当）、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長

○清水座長 それでは、時間がちょっと過ぎまして申しわけございません。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。第24回の検討会を始めさせていただきたいと思います。

最初に、委員の出欠状況につきまして事務局からお願いします。

○山岸参事官 それでは、御報告致します。

本日は、五十嵐委員、清原委員が御欠席、半田委員の代理で設楽様、別所委員の代理で吉川様に御出席をいただいております。

また、藤原委員につきましてはは所用のため、おくれて御出席されるとの連絡を受けているところです。以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料の確認をお願いします。

○山岸参事官 配付資料でございます。

まず議事次第ですが、2枚目に資料の一覧がございます。

資料につきましては、まず資料1-1、1-2で、「第二次児童ポルノ排除総合対策取組状況」についてが資料1-1、資料1-2がその詳細版でございます。

資料2は法務省配付資料、こちらが児童ポルノ規制法の今回の法改正の概要の資料になります。

資料3が文部科学省の提出資料、「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」における審議の整理」にかかる資料でございます。

議題2の関係で資料4でございますが、以下、それぞれの関係団体の説明書になりますが、インターネット協会の配付資料。

資料5が、電気通信事業者協会様の配付資料。

資料6が、電子情報技術産業協会様の配付資料。

資料7が、全国する高等学校PTA連合会の配付資料として取り組み・課題等について、先般もこれは御配付しておりますが、それを抜粋したものを御配付しております。

資料8が、安心ネットづくり促進協議会様の配付資料でございます。

議題の3関係として、内閣府配布資料をおつけしております。

資料9が「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の資料。

資料10が、先般の検討会でも御紹介いたしました「各都道府県及び指定都市における青少年インターネット環境整備に係る事業等一覧表」としてそれぞれ取り組んでおられるものについて御紹介いただきたいということで、それぞれの府県等から御提供いただいた資料を取りまとめた一覧表をおつけしております。以上でございます。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途各委員の皆様方の確認をいただいた後、座長にお諮りし、公開をさせていただく方向で進めたく考えております。よろしく願い致します。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議題1は、「報告事項」でございます。報告案件は2件ございますが、最初に内閣府から御説明をお願いします。

○山岸参事官 まず、内閣府のほうから「第二次児童ポルノ排除総合対策」の取り組み、平成25年度のフォローアップが6月17日に児童ポルノ排除対策のワーキング・チームの岡田副大臣の決裁を終了しておりますので御紹介させていただきます。お手持ちの資料1-1、1-2をご覧くださいと思います。

Iとして、「児童ポルノ事犯の情勢（平成25年中）」の状況を記載しております。特徴的なものとして被害児童数の増加、そして特に新たに特定された被害児童の約半数がスマートフォン、または携帯電話といったモバイル端末を使用して被害に遭っている。そして、携帯電話を使用して被害に遭った児童は120人で前年比約4割減少しているのに対して、スマートフォンを使用して被害に遭った児童が211人と前年比約4倍に増加しているという点が挙げられます。

IIとして、「主な取組状況」について、平成25年5月から平成26年4月までの取り組みについて整理をしております。

これにつきましては、まず「児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進」としては、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等、各種月間等を活用した広報活動を推進したほか、内閣府といたしましては「児童ポルノの流通・閲覧防止の強化」としては公開シンポジウ

ム等も行い、リベンジポルノ等の事案が出ている中、閲覧・流通防止対策の強化についての議論を深めたところでございます。

2の「被害防止対策の推進」といたしましては、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、フィルタリング等の普及啓発活動を関係省庁連盟で実施をしたほか、インターネットの危険性及び適正な利用について「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等を活用して普及啓発を強化したところでございます。

3の「インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進」につきましては、これまで引き続き実施をしましりました関係団体との流通防止措置に加えまして、一部ISP等の協力を得て、平成26年4月から警察庁のほうでファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止に向けた取組が開始されております。

4の「被害児童の早期発見及び支援活動の推進」につきましては、先般も警察庁のほうから御紹介がありましたとおり、「サイバー補導」等が実施をされているところです。

また、「児童ポルノ事犯の取締りの強化」につきましては、特にインターネット利用事犯に係る悪質なサイト管理者等の刑事責任の追及等を警察、法務省のほうで推進をされておられるところです。

6の「諸外国における児童ポルノ対策の調査等」につきましては、平成24年12月に開催された「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携の設立のための閣僚会合」の参加国として、日本における取り組み結果、取り組み事項を取りまとめ、報告をいたしましたところです。

Ⅲの「当面の課題」に記載しておりますが、やはりスマートフォンを初めとする新たな機器・サービスが急速に浸透する中で、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化し、被害児童数・送致件数が過去最多を更新するなど、極めて憂慮すべき状況が継続しているということになります。

このような状況を踏まえ、政府といたしましては引き続き児童ポルノ根絶に向けて総合的な対策を強力に推進することとしております。また、このような状況を踏まえまして、先般、議員立法で児童ポルノ規制法の一部を改正する法律が成立しておりますが、これについては法務省のほうから概要の御説明でございます。以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、法務省からお願いします。

○坪井法務省刑事局付 法務省のほうから、児童買春、児童ポルノ禁止法の今般の改正について概要を御説明したいと思います。お手元の資料2は法律案の要綱でございますけれども、これを御参照ください。

この法律ですが、最後の改正は平成16年に行われておりまして、そこから10年が経過しております。その間、インターネットの発達により、児童ポルノの被害に遭う児童が増え続けていること、それから、児童ポルノの単純所持罪を設けるべきとの国際社会の強い要請があること等に鑑みて、自民、公明、民主、維新、結いの5党のメンバーからなる実務

者協議会が改正について協議をして合意に至り、超党派の議員立法として提出され、可決されたものになります。この法律は、6月25日に公布されております。

では、内容について説明したいと思いますが、時間の関係でこの要綱に沿ってはしょって説明したいと思います。

まず、第三のところをご覧いただきたいのですが、「いわゆる三号ポルノの定義の明確化」ということがございまして、児童ポルノは3種類定義にあるわけですが、そのうちの1つ、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、性的を興奮させ又は刺激するもの」、これが三号ポルノの定義だったわけですが、これが少し曖昧であるという懸念が示されていたことから、今回の改正に当たっては今までの要件に加えて「殊更に児童の性的な部位が露出され又は強調されているものであり」というところがつけ加わっております。

また、要綱の第五をご覧いただきたいのですが、このたび第三条の二という規定を新設いたしまして、「何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならないものとする。」という形で、一般的にこういった行為が許されないものであることを理念として宣言することとなりました。

次に、新しい罰則ということで第六をご覧ください。このたび、「自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者」、あるいは児童ポルノに係る記録を保管した者、ただし、「自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。」という括弧要件もついていますが、こういったものについて「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」というような罰則が新設されました。これがいわゆる単純所持罪と言われているものですが、自己の性的好奇心を満たす目的での所持であることが必要となります。

次に要綱の第七ですが、これも新しくできた罰則規定で、盗撮による児童ポルノ製造罪について処罰されることになりました。改正前は、提供目的で児童ポルノを製造する行為と、それから児童に一定の姿態をとらせて製造する行為というのが処罰されていたんですが、今回はそれに加えて、ひそに、つまり盗撮という対応によって児童ポルノを製造したものについても同様の法定刑、「三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する」としたものであります。

次に、少し飛びまして第九をご覧ください。インターネットの関係で申しますと、第16条の3という条文が新設されまして、「インターネットの利用に係る事業者の努力」について努力義務を定めた規定が設けられました。

内容としては、インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその閲覧等のために必要な電気通信役務を提供する事業者は、児童ポルノの所持、提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡大し、これにより一旦国内外に児童ポルノが拡散した場合においてはその廃棄、削除等による児童の権利回復は著しく困難になること

に鑑み、捜査機関への協力、その管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講じるよう努めるものとする。」とされております。

これに関連しまして、要綱の第十の二というところをご覧いただきたいのですが、附則の三条に政府のほうについても規定がありまして、「政府は、インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限に関する技術の開発の促進について、十分な配慮をするものとする。」とされました。

また、「インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、1の技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」となっております。

この法律の施行期日ですが、交付の日から起算して20日を経過した日から施行するとなっております。7月15日からの施行になります。

ただし、この要綱の第六のところでお説明しました、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持罪につきましては、法律の施行の日から1年間は適用しないものとしており、この1年の猶予期間の間に適切に廃棄等の措置を講じていただけるようにするための期間が設けられております。

法務省からは、以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に資料3をご覧いただきたいと思います。これは文部科学省からいただいた資料ですが、「「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」における審議の整理」ということでございます。これをいただいて配付しているところですが、この点につきましては生活習慣との関係でこの研究会でもいろいろ御意見をいただいたところでございます。これについての御説明はございませんが、これを含めまして今までの報告事項について御意見がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

以前、尾花委員がこれに関連した御発言もあったように記憶しているんですが、これに関してはよろしいですか。

○尾花委員 はい。

○清水座長 ありがとうございました。

それでは、御質問がないようですので報告事項を終わりにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

次は、議題2でございます。議題2は「青少年のインターネットの適切な利用に関する取組を行う関係団体等との意見交換」ということでございます。前回もこの意見交換をさせていただいておりますが、基本計画の見直しに際しまして、関係団体から法的とか基本計画に基づいた施策の推進に際していろいろあります課題、問題点、あるいは今後の取り組みの方向性について御説明いただきまして意見交換をしたいというところでございます。

それでは、最初にインターネット協会から御説明をお願いします。10分程度ということ

で、よろしく申し上げます。

○インターネット協会 よろしく申し上げます。一般財団法人インターネット協会です。本日は質問を含めて10分ということですので、5分間で13スライドを発表させていただきます。お手元にもありますが、こちらでもどちらでもよいですので見てください。

まず、2ページ目にいきます。「活動の全体像」ですが、自主事業と受託事業がございまして、自主事業はセミナー、検定、アドバイザー制度などがございます。受託事業では警察庁のホットラインセンター、東京都のヘルプデスクがございます。そのうち、オレンジ色っぽいところが主になりますので、こちらを中心に説明します。

3ページ目です。安心・安全啓発活動は4つの活動がありまして、相互に関係しています。

①はトラブルの相談、この相談事例があるので②のセミナーでその事例を紹介する。セミナーの講演先では、受講者から生々しい声を聞くことができます。③の検定で、その問題を事例をもとにつくることができます。検定に合格をしたらアドバイザーの受験資格が得られまして、地域でアドバイスが行える人材を育成します。検定試験は、問題を100問解いて90問以上合格、さらに論文を書き、面接に合格し、研修を受けたその後で付与されるものです。現在、登録者総数が53名です。

(P P)

子供にかかわる活動ですが、幾つかありまして、検定こども版、こちらは18年度から実施しておりまして、昨年度25年度の受験者数は1万3,000件ほどでした。総数で言いますと、15万件ほどに上っております。ウェブで無料で受験できまして、30問中27問以上で希望者には有料で合格証を発行します。学校で授業での受検が全体の9割に上りまして、学年では中学2年が一番多くなっています。

テキストも作っておりまして、平成24年こども版は改訂版をつくりました。改訂版の内容は、スマホやSNSの利用に関することです。全てとても基本的なことなんですが、忘れがちなところを網羅していると考えております。中学校の授業で利用したり、テキストを参考に検定を受検させたり、小学生の学習塾のお勧め本としても紹介してございまして、

ここまでの基本的な活動ですけれども、ここからはより具体的なことをしなければということで、新しい取り組み2つを紹介します。

今年の2月から公開しております「インターネットを利用する際に知っておきたい『その時の場面集』SNS編」です。こちらは9つのサービスを紹介しておりますが、私たちはトラブル相談をしておりますのでわかるんですけれども、ここでつまずくんだ、ここがわかりにくいんだということがわかっておりますので、この場面を集めたらいいんじゃないかということで15~20場面ほど集めまして、それぞれ運営会社の方に見ていただいて、これ

だったら公開していいだろうという内容を公開しております。

アメイバー、GREE、グーグル、LINE、モバゲー、Twitter、You Tube、ココログ、ニコニコ動画と、さらに追加も予定しております。

7ページには、LINE編とTwitter編の具体例を載せております。LINE編では、LINE IDについて、Twitterでは位置情報をつけたツイートに注意しましょうという場面です。

この場面集の特徴ですけれども、この場面というのはどこにあるのかが重要なので、URLアドレスやスマホのタップの順番を誘導しています。本日、全画面集の現物を持ってきましたので、御興味がありましたらお帰りの際にぜひお立ち寄りください。

さらに、5月には「フィルタリング編」3種類をつくりました。パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット、音楽プレイヤー、ゲーム機ということで、それぞれのフィルタリングの設定方法の画面を集めています。

こちらもフィルタリング事業者、携帯電話会社、ゲーム会社の御協力のもと、つくりました。特にこの検討会で話がありましたWiFi、アプリ、それからタブレット、音楽プレイヤー、ゲーム機のフィルタリングのかけ方がわからないよという声を聞いておりましたので、特にそこに力を入れております。

9ページでは「関係者のコメント」、この場面集をご覧いただいた方からの相談を抜粋しています。相談機関、消費者関連、警察、PTA、講師から、非常に具体的でわかりやすいと、警察の方ですと警察官に対する教養資料として使いたい。住人からの相談対応でも利用したい。講師の方ですと、かゆいところに手が届くので、こういう資料があるといいですということをおっしゃってくださっております。

2つ目の新しい取り組みとしまして、手記を募集し、表彰するというコンクールです。平成22年度に初めて行いまして、最優秀賞1名を初め、合計9名の優秀作品を公開しました。

それから4年は経っておりますけれども、11ページにいきますと3つの部門の手記を募集しております。まさしく今、募集中で応募締め切りが7月15日ですが、さらにチラシもつけておりまして、チラシの裏にはサンプルとしての手記も載せておりますのでご覧いただければと思います。

①の「インターネット使いこなし部門」は、使いこなしている、必要な時間でやっているということもそうですけれども、インターネットをすることで御自身がとても生活が豊かになったとか、家族が仲よくなったとか、たくさんの利用者がまねしたくなるようなヒ

ントが盛り込まれているかどうかを評価したいと思っています。

②の「インターネットトラブル克服部門」は、例えばネット依存をこうやって克服したとか、トラブルに遭った人を助けてあげたとか、そういうことを募集します。利用者や関係者が何をしたらよいかのヒントが盛り込まれていることの視点で評価をします。

③は「親子のルール作り部門（保護者編）」ですが、この検討会で一番議論されているところだと思いますが、親子のルール作り、フィルタリングのかけ方、どうやってルールをつくったのかという奮闘記を募集します。こちらも、私たちが何をしたらよいかというヒントが盛り込まれているかどうかの視点で評価をします。

続編としまして、今年の10月に「親子のルール作り部門（青少年編）」を募集する予定です。親子の考え方のギャップを知りたいと思い、保護者編に続いて青少年編の手記を募集する予定です。

13ページで話は終わりになりますが、普及啓発の限界を打破するために、今回御紹介した啓発活動が少しでも役立てば幸いです。以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、御質問等がございましたらお願いします。どうぞ。

○高橋委員 インターネット協会さんは、もう随分前からいろいろな取り組みをずっとやってきたということは私も承知はしているんですけども、特にいろいろなトラブル事例とか、そういった相談がきて、以前はどういったトラブルがきていますかという情報を少しいただいたりしていたのですが、今回はやはりある程度思い入れがあってつくったと思うんですけども、こういった資料を作成しなければならない、資料をつくらうというきっかけみたいなものがあってこういった資料が作成されたんでしょうか。

○インターネット協会 よい質問ありがとうございます。場面集をつくりましたきっかけというのは2つありまして、1つ目は保護者がスマホの使い方がよくわからない。子供たちがどういうことをしているのかわからないということで、自分たちがやらなくてもこの場面集を一冊見ればどういうものなのかがわかるものをつくったほうが良いなというのが1つ目です。

2つ目は、相談窓口に従事する私たちが、トラブルに遭ったけれども、この画面でどうのこうのと言われても、どの画面なのかがスマホを見たり、パソコンを見たり、それから鍵つきだったりするので、それではわからないということで、自分たちが業務で行うのに整理する意味でもマニュアルとして使えたらいいなと思い、つくりました。

今のところ、両者に向けて喜んでくれているところなんですけれども、特に私たち自身がこれをつくることで頭の整理ができたので、これからどんな質問があっても答えられるかなと自負しています。

○清水座長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

1つ、私からお願いします。4ページに合格証が右側にありますけれども、これは自分



が達成したものを出すというか、もらうというか、そういうのは非常にいい取り組みというふうに思っているんですが、これはどういう子供たちが取得したいか。あるいは、取得するために地域とかで皆で取ろうよとか、そういう取り組みというのもあるのでしょうか。○インターネット協会 学校での利用が9割と授業でも言いましたけれども、皆で合格して合格証を申し込んでやろうよということで、皆がインターネットを頑張っただけでやろうねという盛り上がりでしょうか。そういうものと、子供たちは結構こういう合格証とか表彰状とか好きなので、これを持つことで私はこれを取ったというので、物を持つことで自分の意識が高まるということだと思っています。

もし国分委員、補足がありましたらお願い致します。

○国分委員 今、大久保が御説明したとおりですけれども、あとはこれは無料で検定のサーバーとかを動かしていますので、ビジネスモデル的には合格証を発行して子供たちからお金をもらうのは心苦しい面もあるんですけれども、3,000円いただいて何とかビジネス的にこれを継続できるように、今は全くそういう状況になっていませんけれども、そういうことを目指しております。

○インターネット協会 3,000円は大人版で、子供は1,000円です。

○清水座長 尾花委員、どうぞ。

○尾花委員 3ページ一番右下にあるアドバイザーが今、登録者数は53名というふうになっていますが、この皆さんは実際どんな活動をされているか。例えば、どこか経由してお願いすると来ていただくという形になっているのか、自主的に活動なさっているのか。そのあたりで把握できていることをお教えいただければと思います。

○インターネット協会 アドバイザーの53名のタイプは3種類あります。

1つ目は講演活動をどんどんやるというタイプの方で、53名中15名くらいいます。

2つ目は、ほかの仕事を持っていて週末に地域で活動したいという方が10名くらいいます。

そのほかにつきましては、資格を取っておきましょうかという感じの人もいらっしゃいますけれども、いずれ3年間の研修で更新試験があるんですけれども、一度取ったらおしまいでなくて知識をこれからもずっと続けて持つという意味でも資格を取っておいて、いずれ何かのきっかけで保護者に向けてお話をしたいとか、そういうときに備えて資格を持っているという方もいらっしゃいます。

○清水座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

続きまして、電気通信事業者協会から御説明をお願いします。

○電気通信事業者協会 電気通信事業者協会から参りました、ソフトバンクモバイルの山田と申します。本日は、このような場を設けていただきましてありがとうございます。

私からは、事業者を代表いたしまして、電気通信事業者としての昨今の「青少年の携帯電話・PHS利用環境整備における取り組みについて」、簡単に御説明したいと思います。

本日移すスライドは配付資料と全く同じものでございますので、どちらをご覧くださいても構いません。

本日の御説明内容でございますが、私どもの取り組みもさまざまあるんですけれども、本日は「店頭における受付フロー」、フィルタリングに関するもので、2つ目に「代理店の対応向上に向けた取り組み」、3つ目に「啓発活動」ということで、この3点に絞って御説明をしたいと思います。

まず「店頭における受付フロー」でございますが、お客様が来店して後に、お客様の確認、それとインターネット・フィルタリングに関する説明、フィルタリングに加入される場合にはフィルタリングアプリ、機能制限の設定、非加入の場合には不使用の際の手続というような流れで店頭では進んでおります。こちらについて、順を追って御説明致します。

まず「使用者の確認」なんですけれども、店頭に来店したお客様が大人の場合には、その携帯電話を使うのが子供さんなのか、御本人なのかということを確認致します。これは、俗にいう親名義で契約された携帯を子供が使うことによって、フィルタリングがかからないままに携帯電話が使われてしまうということを防ぐ措置でございます。

もともとインターネット環境整備法においても、保護者が青少年が使うという目的で携帯電話を契約するときには、それを申し出る義務というものがございますけれども、事業者側のほうで成人が来店されて契約される場合には、こちらからお客様の申し出のあるなしにかかわらず確認をするようにしています。それで、その際に御契約者が例えばお母様、御利用になる方がお子様という場合には、契約者とは別に利用者の情報の登録というものをお勧めしております。

それで、こちらの利用者、実際に使われるお子様の情報というのは、SNS事業者に対する年齢情報提供の際にもこういった情報を活用して、コンテンツプロバイダがより安全にサービスを提供できるような環境のサポートに役立てている状況でございます。

続きまして、「携帯電話インターネット・フィルタリングに関する説明」としまして、フィルタリングの内容であるとか、その効果のほか、そもそもインターネット利用に関するリスク、またはフィルタリングを使わなかった場合のリスク、それに加えてインターネット環境整備法に基づくフィルタリングの義務について御説明致します。

こちらにつきましても法律の第6条において、インターネットの不適切な利用によって青少年に各種問題が生じることに対して、保護者様は特に留意する義務というものが設けられております。事業者としましては、保護者様にフィルタリングの必要性をより強く感じてもらうべく、青少年のインターネット利用・フィルタリング不使用に伴うリスク等を御説明致します。

加えまして、昨今普及しておりますスマートフォンにおきましては、フィルタリングを有効とするために端末側にてアプリのインストールや設定変更が必要な場合が多々ございます。また、保護者様においてパスワード管理というものが必要になる場面がございますので、そちらの重要性について御説明を致します。

次のページは弊社の例でございますけれども、具体的にどのような形で御説明をしているかというものでございます。ソフトバンクモバイルの場合には、チラシを必ず契約時にお渡しはしているんですけれども、このような形で「インターネットの利用に関するリスク・注意事項の説明」、そしてそれに対応するフィルタリングサービスをアンドロイドと 아이폰別に紹介するといったような構成のものを作成しまして、店頭の説明において役立てております。

続きまして、「フィルタリングアプリ/機能制限設定」でございますが。スマートフォンの場合には、私どもの携帯電話インターネット以外にも無線LANによるインターネット接続であるとか、またはさまざまなアプリの利用というものが可能でございまして、これらのリスク低減のためには私どものネットワーク型のフィルタリングだけでは不十分です。したがって、端末側でフィルタリングアプリのインストールや設定変更が必要な旨を御説明します。

その上で、これらのアプリや機能制限の設定というものを店頭で行います。その際には、アップルの 아이폰であればアップルID、グーグルであればグーグルのIDをまず取得していただいてフィルタリングアプリのダウンロードを行い、端末の設定変更というものを店頭で行っております。

反対にフィルタリングを使わないという申し出がお客様からあった場合には、必ず申出書の提出というものを求めています。

それで、フィルタリングを使わないという理由が、例えばある特定のアプリが使えなくなるとか、ある特定のサイトが使えなくなるからフィルタリングをかけないといったような事情のときには、私どものほうで用意しているフィルタリングをかけつつも設定を変更するであるとか、カスタマイズで対応ができることがある旨を御説明して、できる限りフィルタリングを外さないように推進するというようなことを行っております。

次のページはNTTドコモの例ですけれども、利用しない場合にはこのような形で保護者様の署名を記載いただき、実際にそのフィルタリングをなぜ使わないのかというような理由を申告していただくようなフローをとっております。

また、先ほど簡単に御説明したカスタマイズなんですけれども、カスタマイズも事業者

側でできるだけ使いやすくするような取り組みを行っていたりしております。こちらもソフトバンクモバイルの例ですけれども、例えばユーチューブを使いたいといったとき、弊社のサービスですと年齢層によっては制限されるんですが、このようなブロック画面が出たりします。

それで、こちらにお子様のほうでなぜ使いたいのかというような理由を明記し、この「使いたい」というボタンを押すと、保護者側にメールが飛んで、保護者側のほうでそのメールに飛んだ画面から設定の画面に自動的に飛んで、認めるんだったら「認める」というボタンを押すだけでカスタマイズができるといったサービスの改善というのも日々やっていたりしています。

各社がアプリのフィルタリングとWiFiに対してどのようなサービスを提供しているかということをお次ページに記載しておりますので、合わせてご覧ください。

続きまして、「代理店の対応向上に向けた取り組み」でございますが、研修などによって特にスマートフォン特有の注意事項の徹底、または代理店監査等に基づく指導のほか、できる限り店頭の手続を円滑にする改善というものを行っております。

スマートフォンの特有のリスクとしては、無線LANによるインターネット接続であるとかアプリの利用といったものを中心に御説明し、または特定のアプリケーション利用等のためのフィルタリング不使用の申し出への対処についても研修等を通じて徹底しています。

また、パンフレットやサービスの改善というのも日々行っております。

最後に「啓発活動」についてですが、自社による各種啓発活動のほか、安心ネットづくり促進協議会やe-ネットキャラバン、自治体等主催の各種活動にも参加しております。実際の開催回数受講者数であるとか登録数は下記のとおりでございます。

また、次ページには各社の教育プログラムのラインアップについて記載しましたので、合わせてご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問等をお願い致します。どうぞ、お願いします。

○国分委員 インターネット協会の国分です。ただいま御説明いただいたいろいろな取り組みについては本当に敬意を表したいと思うわけですが、ただ、大分前の話かもわかりませんけれども、実際に店頭でちゃんと説明してくれなかったとか、そういう話も聞いたことがありますので、例えば12ページの「代理店の対応向上に向けた取り組み」で、研修等が行われる際に、笛を吹く側のほうと、それからそれを受ける側とがまさに円滑に話が通じているかどうかというあたりはどんなものでしょうか。

○電気通信事業者協会 実際にお話を聞かれる保護者の方の知識というのもさまざまであるとは思いますが、皆さんがわかる方ではないということを前提に、できるだけレベル

に応じた対応ができるように取り組んでまいりたいとは思っております。

それで、やはり説明の内容をできる限り漏らさず、かつわかりやすく説明するためには、店頭で実際の説明するスタッフのレベルの向上というのもさることながら、一定のレベルを維持するためには実際に用いるパンフであるとかチラシというものの内容を充実することが非常に大きいと考えておりますので、そういった説明資料というものと、スタッフの研修と、両面で少しずつレベルアップできるようにしていきたいと考えております。

○清水座長 では、どうぞ。

○尾花委員 尾花でございます。今のところに続いてですが、直接の代理店さんではなくて、例えば量販店さんですとか、小さな専門店さんですとか、そういったところも全国に広がっていると思うんですけども、そういうところへのメッセージというのはどのような形で発していってらっしゃるのかということが1点です。

もう一点はMVNO、いわゆる低価格の今までの販売店ではないところで手軽に入りやすい価格で売られているもの、あるいはこれから出てくるおもちゃメーカーさんからの子供向けのスマートフォンみたいなもの、そういったものへの対応で今やっていってらっしゃることがあればそれと、それから今後やる方向でいるというようなことが見えていけば、そのあたりも教えていただけたらうれしいです。

○電気通信事業者協会 まず1点目の量販店専門店への対応につきましては、基本的には代理店についてはキャリアショップと専門店、そういった小さな併売店というのは全て同じ対応をしています。ですから、一定のレベルは保っております。

それで、ショップスタッフはショップスタッフで、またそれとは別に新規販売契約のみならず、さまざまな解約であるとか、そういった手続もありますので、アドオンされる部分はそういったショップでしか受けられないようなサービスということになります。ですから、実際の新規契約、機種変更といった販売の際の対応につきましては弊社というか、事業者の代理店であれば基本的には全て同じという仕組みになっています。

2つ目のMVNOの件につきましては、私どもの事業者協会では会員となっているのはMVNOは含まれておりませんので、賛助会員とかで実際に入っているところなんですけれども、基本的には旧一種の事業者が主になっておりますので、そちらの取り組みというのは私どもから直接何か申し上げることはできないんですが、MVNOも多々あるかと思えますし、実際に子供が使われるような形態のMVNOもあればそうじゃないMVNOもあるかと思えます。

多分、尾花さんがおっしゃったのは、たしかメガハウスさんか何から出しているような、フェアリアのような、ああいったようなものについては、私どものほうから何かということはないんですけれども、当然一事業者としましては子供をターゲットにして商品、サービスを開発するのであれば、法の規定とかを問わず、やはりそれなりにきちんと供給者側で配慮した上でサービスを提供するべきではないかと考えます。

○尾花委員 そのあたりで、例えばTCAさんにMVNOのメーカーさんに入っていただくとか、何かの折と一緒に参加していただくとか、そういう方向性というのは考えていってらっしゃら

ないんですか。

これから多分どんどんふえてくると思うので、子供が買う目的でつくったものではなかったとしても、消費者のほうはどのような目的で買われるかは全然別なので、店頭のほうでこれは子供向けにつくっていませんとおっしゃってくださるんだったら問題ないんですけども、多分そういう売り方はしていらっしゃらないと思うので、大きないわゆる電気通信事業にかかわる人たちということで、何か今後検討されたりとかということがあれば教えてください。なければ結構です。

○電気通信事業者協会 現時点で具体策はありませんが、その辺は総務省さん等とも相談しながら取り組んでいくべきことかと考えております。

○清水座長 よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。続きまして、電子情報産業技術協会から御説明をお願いします。

○電子情報技術産業協会 電子情報技術産業協会でございます。お手元の資料6に基づきまして、最近の機器メーカーの取り組み状況について御説明致します。

まず、資料の2ページをご覧ください。私どもの協会では、対象機器の対応状況の調査を毎年2回、春、秋に行っております。今回は、一番直近の5月の調査について御報告致します。

調査を実施した時期は5月調査対象機器はデジタルテレビ、パーソナルコンピュータ、タブレット端末で、タブレット端末には携帯型メディアプレイヤーを含んでおります。

回答企業は、資料にありますとおり12社でございます。

回答状況でございますが、デジタルテレビにつきましては調査機種が128機種、うちURLの任意入力可能な機能を持っているものが99機種、全てがパスワードとプロキシでフィルタリングができるようになっております。

続きまして、パーソナルコンピュータについては157機種中、URL任意入力の可能な機種が157機種全てでございます。措置内容は、利用誘導が18機種、ソフト組み込みが139機種、利用誘導については後ほど御説明致します。

タブレット端末も28機種中、URL任意入力の可能な機種が28機種で、こちらも利用誘導は12機種、ソフト組み込みが16機種でございます。

3ページをご覧ください。今、申し上げました利用誘導について御説明致します。

パーソナルコンピュータの場合は、ブラウザのブックマークにリンクを配置してございます。こちらのリンクをクリックしていただきますと、インストールのサイトへいくことができます。

タブレット端末につきましては、デスクトップ上にフィルタリングのソフトの紹介を配置、または、パソコンと同じくブラウザのブックマークにフィルタリングソフトの紹介を配置しております。また、取扱説明書にてフィルタリングの利用啓発を行っております。

4ページをご覧ください。ここからは事例になります。まず、パソコンのフィルタリン

グソフトウェアのセットアップについての導線でございます。

①はデスクトップ上にインストールのショートカットを配置、ここをクリックしていただければいつでもインストールを始めることができます。

また②は、パソコンの場合、初回の電源オン時にOS等のセットアップが必要でございますので、その中でフィルタリングソフトウェアのインストールに誘導するようになっております。「実行する」というところをクリックしていただきますとインストールが始まります。

5 ページタブレット端末におけます利用誘導の事例でございます。左側の画面のウィジェットと呼ばれます部分の一番下に「アプリ&サポートナビを使う」がございます。こちらをタップしていただきますと、右の画面が出てまいります。その画面の左側の「利用シーン」の「電子メールを送受信する」「連絡先を管理する」でどう有害サイトを制限するかということが選択できるようになっております。また、右側の画面では、こどもモードにするか、あるいは通常モードでウイルスバスターモバイルをインストールするかという選択をするようになっております。

6 ページはブックマークの例で、Google Chromeをタップして起動させますと、ブックマークにi-フィルターのリンクがございますので、こちらをタップしていただきますと、i-フィルターの導入を促進する画面が出てまいります。こちらの指示に従っていただきますと、i-フィルターの導入ができるようになっております。

7 ページ以降は、フィルタリング利用促進に向けた取り組みの例でございます。私どものホームページ、ウェブサイトでタブレット端末へのフィルタリング導入手順の紹介を行っております。左側は、トレンドマイクロ社のウイルスバスターモバイルの導入手順で、右側がデジタルアーツ社の導入手順でございます。

デジタルアーツ社につきましては、デジタルアーツ社のほうでも導入手順を紹介していただいております。こちらは、対象製品別にどこにショートカットがある、あるいはどこにブックマークがあるという説明と、そこからどうすると導入ができるという説明が機種別に書かれております。御購入になった機種をここから選んでいきますと、導入が容易にできるということでございます。

9 ページ目は「デジタルテレビの対応状況」でございますけれども、デジタルテレビにつきましては平成22年からこの5月までの調査で、パスワードのみまたはプロキシのみという機種がど減少し、現在は全機種パスワードとプロキシで対応するようになっております。

ブラウザでインターネットを見る場合はプロキシサーバー方式のフィルタリングとパスワードロックの組み合わせで制限ができるようになっております。また、ビデオオンデマンドを見る場合ですが、こちらはコンテンツ提供側で視聴年齢制限ができるようになっております。

10ページ目は、デジタルテレビの設定例でございます。デジタルテレビについては、リモコンのメニューボタンから機能の設定に入っていただきまして、インターネットの設定の中の「あんしんねっと設定」で使用するか、しないか、あるいはどういったレベルで制限をかけるかという設定ができるようになっております。

11ページは、テレビの取扱説明書の例でございます。取扱説明書に「インターネットの利用を制限する」ということで、青少年を有害サイトから保護することを目的として活用してくださいという説明をしております。

12ページは、こちらもテレビの例でございます。先ほどと同様、設定メニューの通信設定の中に「インターネット接続制限」がございます。テレビの設定メニューにつきましてはメーカーごと、機種ごとにより違いがございますので取扱説明書細かく説明させていただいております。

14ページ目は、同じく取扱説明書の例でございます。左側が、デジタルテレビの例でございます。デジタルテレビの取説に「インターネットの閲覧制限機能について」という説明を設けております。

右側は、パーソナルコンピュータに同梱しております「青少年がおられる家庭の皆様へ」というリーフレットで、フィルタリングの必要性について説明をしております。

15ページはパソコンの例で、購入者がさまざまなサービスの周知をメールマガジンで希望されている場合に、定期的にこのようなフィルタリングの説明、それから啓蒙を行っております。

以上、非常に簡単ではございますけれども、機器メーカーの対応について説明を申し上げました。

○清水座長 どうもありがとうございました。それでは、御質問等をお願い致します。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

取扱説明書等にいろいろ書いていただいているというのは非常によく理解できたのですが、ユーザーがそれを見てどのくらい使われているかというような実態把握というのはされておられますか。

○電子情報技術産業協会 実際問題としては、たとえばi-フィルターを使っているのであればi-フィルターの契約数とかということになってまいりますので、メーカー側からは把握はできかねます。

○清水座長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。続きまして、全国高等学校PTA連合会から御説明をお願いします。よろしく申し上げます。

この説明の参考資料として、前回お配りしました「青少年を取り巻くインターネット利用環境等の地域情勢の特性等を踏まえた取組・課題」について提出されたものは資料7となっているということでございます。よろしく申し上げます。

○全国高等学校PTA連合会副会長 こんにちは。全国高等学校PTA連合会の三浦と金井でござ



ざいます。どうぞよろしくお願い致します。

まず、我々の25年度の取り組みは、今お手元の資料7に書いてありますとおり研修会と、EMAが行っているICTカンファレンスの協力と、それからILASのテストの協力ですね。それから、我々独自でやりました健全育成のほうの全国高校生の生活意識調査、これは6,000人くらいの人数のSNSに関する情報をとっております。それは、後ほど金井のほうから説明があらうかと思えます。

私のほうからは課題と提言ということで、保護者に関する研修会を各地区でやっておりますけれども、やはり温度差がございます。関心のある保護者、そうでない保護者、我々の思いは関心のない保護者に伝えようとするんですけれども、なかなか思いが伝わらないというのが現実でございます。

それで、高校は3年間という3年周期でございますので、3年間すると全員の保護者が変わってしまいます。毎年同じようなことをやっているんですけれども、なかなかその思いが伝わらない。

そこで我々が思うのは、やはり幼小中高という連携をとりながら、高校だけでは当然無理があるのではないかと考えております。高校に上がってきて、このインターネットに関することを幾ら講義しても、幼稚園、小学校、中学校の時代からやはり保護者がしっかり勉強した中で上がってきていただかないと、高校になってからでは子供たちに関しても、もうでき上がってしまった段階ではなかなかルールづくり等々が難しく感じると思っております。

それで、我々としては今の携帯電話だけの時代はよかったんでしょうけれども、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、その他もろもろの機械の中で全てがいろいろなものに通じてしまうということで、販売時点からフィルタリングをかけて売ってほしいというのが我々の切なる願いでございます。先ほどフィルタリングを外す云々ということがありましたけれども、我々はフィルタリングをかけた状態で売って、保護者の責任において外すという方法をとっていただければと感じております。

とにかくこの進み具合というんでしょうか、機械の進展具合が、はっきり言いまして我々保護者の頭ではついていけない部分がございます。各地区いろいろなところで研修会をやっていますけれども、追いつかない。

ですから、これは個人的な意見なんですけれども、私は免許を与えてもいいのではないかと思います。事があってからでは遅過ぎるという部分がございますので、機械を扱うのは非常に難しいんですけれども、見たときに保護者が簡単にわかるような形になればもっとフィルタリング等々、それからWiFiに関してもまだまだフィルタリングがかからない部分があると聞いております。その辺の整備も必要じゃないかと思います。

たとえば、ブレーキのかからない車を売るのでなくて、ブレーキがかかる車を売っていただきたいと思っております。販売時点でそういう形をとっていただければ、いろいろな問題がクリアできるのではないかと感じておりますので、よろしくお願い致します。

先ほどの生活意識調査等は、これから金井のほうから説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

○全国高等学校PTA連合会専務理事 全国の高P連専務理事の金井と申します。よろしくお願ひします。

今、三浦副会長からお話があったんですけども、幾つかピックアップしてもうちょっと詳しく説明させていただきたいと思ひます。まず、アナログの組織で格好いい資料がつかれなくて済みません。

安心協さんからこの後説明があると思ひますけれども、現在、私は安心協、ILAS検討部会というものに協力させていただいて、昨年度安心協さんが3,500くらいのILASテストデータを収集したんですけども、そのうちの2,000データを全国の高P連のほうで協力させていただきました。全国の9地区、10県から各県の中でスマートフォン、インターネットの安心安全等の研修会の後に、高校生の保護者と教職員に対してILASのテストを実施させていただきました。

そのテストに協力したことで、テストを受けることでリテラシーが向上したということと、あとはその結果が非常に今後のリテラシーの分析をする上で貴重なデータになったのではないかと考えております。

今後とも来週から次年度が始まりますけれども、次年度以降、この安心協ILASのテストデータの収集について引き続き協力して、全国全ての県でこのデータを集めて、全国どの県でリテラシーが高い県、低い県があるか。そんな分析ができるようにもしたいと思っております。

それと、先日、総務省さんのフィルタリングとリテラシーに関する会合に参加させていただきました。その中で、青少年インターネット整備における保護者の問題と解決方法に関しましては、フィルタリングとリテラシーの向上に尽きるというお話があったのでそのとおりでなと思ひています。

その上で今、三浦副会長から話があったとおり、保護者はフィルタリングに関しては非常に知識が低い部分がありますので、最初から設定しておいて必要に応じて外すとか、もう少しフィルタリングの設定等を簡単にさせていただきたいと思ひています。フィルタリングの理解度も非常に低いと思ひますので、お願ひします。

また、リテラシーに関しても先ほど話があったとおり、いろいろな調査の中で高校生の保護者はリテラシーが低いということがわかってきておりますので、そんなことでリテラシー向上において安心協さんに協力したり、EMAさんの熟議というような会議に参加したりですとか、全国各地で研修会を引き続き企画してリテラシー向上に努めていきたいと思っております。

それと、昨年度というか、今年度、全国高校生意識調査のアンケート調査というものを実施させていただきました。具体的にはどんな形かというところ、実際の高校生、特に高校2年生を45校ピックアップして、その中から6,100人の方から生のデータで、高校生の本当の

生活と意識についてのデータの収集をさせていただきました。日本の高校生の意識というのが諸外国に比べて非常に変わったデータが出てきましたが、そんなことをきょうお話すると長くなってしまうので、全国高P連のホームページの調査研究というコンテンツの中に木原先生がまとめてくださったデータの結果が載っておりますので、見ていただくと非常におもしろいデータになっています。

その中で、特に保護者がスマートフォンのルールをつくっているか、いないかという中では、五十数%の人はほとんどつくっていないということも出ていますし、非常におもしろいデータもあります。マスクを高校生がするんだけれども、何をするのかという中で、理由なんてないんです。何となくというようなデータが出たり、非常におもしろいデータなのでちょっと見ていただければと思います。

何が言いたいかというと、全国高P連の組織として今、進路委員会、健全育成委員会、研修委員会、調査広報委員会という4つのメインの委員会があって、その中で調査広報委員会という委員会があるのですが、全国のPTAの新聞をつくって広報活動を行ったり、ホームページでいろいろな発信をしたりしているんですけども、実は今まで調査という事業をやっていなかったんです。

それで、今回、全国高校生生活意識調査というかなり大々的な調査をやったことが非常に効果があるのではないかとということで、この調査広報委員会の中で調査という部分、我々の一番強い部分は200万から300万人のデータを保護者、先生、生徒からとることができますので、この調査ということをして、今後青少年のインターネットのリテラシー向上とか安心安全におけることに役立てていただこうかと思っています。

それで、何を言いたいかというと、皆様から次年度どんな調査をすればいいかということを示唆いただければ、我々の組織力を利用して1年じっくりかけて調査をして、それをまとめて皆様に御提供できると考えておりますので、そんなことに役立てていただければと思います。以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見をどうぞお願いします。

○曾我委員 義務教育のPTAの出身の者でございますが、先ほど高校からでは遅いという御発言がありました。高校生からで遅いのならば義務教育の段階からいろいろやっていかなければならないのですが、今までお子様を育てられた経験が義務教育の方よりも非常に豊富にある保護者の方が、では義務教育のときにどういう保護者に教育をしなければいけないのか、どういうふうに取り組まなければいけないのかというふうにお感じになってそこをおっしゃっているのか。

携帯を持ち始めた状況とかというのは、同じスタートラインであれば全く同じ状況になるので、その同じ状況で皆さんが難しいとなったら義務教育は難しいと言うかもしれないんです。そういう部分の中で、こうしてくれればもっとよくなるよということが保護者としておわかりになっている部分があったらぜひ教えていただければ、メッセージを送りた

いというところもありますので、よろしく申し上げます。

○全国高等学校PTA連合会副会長 今の御質問の件に関しましては、大体以前は携帯を持つのが高校のに合格したのときだったんですね。それが低年齢化して行って、今は小学校、中学生でも携帯を持っています。

そのときに、保護者のほうはその携帯を買い与えるに当たってどれくらいのリテラシーがあるのかどうか。聞きますと、高校生になっていけば考えればいいとか、そういう安易な考えで買い与えられている保護者の方が非常に多いと聞いております。

ですから、高校になってそのリテラシー教育をやるのではなくて、小中学校のときから、我々からすれば予防注射を打って上がってきてくださいということなんです。要するに、買うとき、買う段階で小中学校の保護者にもやはりリテラシー教育が必要ではないかということで、私は大分県なんですけれども、先般、大分県の県Pの会長さんにも伝えました。小学校、中学校のときに携帯を持たせるのであれば、しっかりその辺の教育を保護者にしてほしい。安易に買い与えるのではなくて、こういう危険性があるということ、光と影の部分の両方を伝えてほしいということ伝えてたんですけれども、なかなかその部分がうまくいかない。何か忙しくてなかなかそこまで手が回らないという答えでしたので、ちょっと私もショックでした。以上です。

○曾我委員 忙しくて手が回らないのではなくて、その会長さんがもしかしたらそういうお考えなのかもしれないんですが、全体的に申し上げるならば、子供たちが買ってほしいと言うからすぐ買い与えるという状況もよくないわけですね。どういう道具であれ、これだけの問題が起きているのであれば、先ほどおっしゃったようにフィルタリングしたもののから外すというのはそれだけのリスクがあるということをしちゃんと教育をしなければいけない。だから、最初にフィルタリングをして販売してほしい。

義務教育になればなるほど、まさしくその話が強くなっていく。小学校であれば、まさしくそれが強くなっていく。そういう段階をどうしていくのかということがわかるように、保護者を育てなければいけないとなってくると、本当は保育園からやらないと無理なんです。つまり、2～3歳の保護者からやらないと無理です。

ということは、もしかしたら皆さんのはっきり言ってお子様そういう状況なので、逆に言えば皆さんのお子様が子育てが始まるときにぜひそれをやらなければいけないということまで生まれてきている。

だから、そのメッセージの中で一番強いことは、フィルタリングをして販売してほしいというのは、特に小学生にはということをつけ加えられているというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○全国高等学校PTA連合会副会長 そうですね。受け取る側としてはそれでいいんですけれども、私の言いたかったのは、幼小中高で連携をとりながらということが一番大事ではないか。だから、先ほど言いましたようにブレーキのかからない車を売るのはではなくて、ちゃんとしたブレーキのかかる車を売ってほしいというのが一つのお願いです。

○曾我委員 ありがとうございます。

○全国高等学校PTA連合会専務理事 それに関連することですけれども、実は今年、総務省さんの「春のあんしんねっと・新学期一斉行動」について御協力させていただいたんですが、ちょっと時期が遅かったのかなということが出てきているんです。

要は、中学生から高校生はやはりガラ系からスマートフォンに一番変える時期で、もう買った後だったんですね。実は3年生の卒業前にあれをやっていたらと非常に効果があるのではないかという話から、多分そんなことが出てきたのではないかとということで、次年度はよろしくお願いします。

○清水座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○高橋委員 今、最後のお話がありましたけれども、結局そういったことは置いておいて、地域がどうあろうが、やはり高校のPTAさんとしては基本をきちんと踏まえてやっていくことはやっていく。一斉行動の時期が早いから、遅いからではなくて、これは当然何年も前からやっている話なので、そういったことに対しては純粹に対応していただきたい。

例えば1つだけフォローがあるんですけれども、この会議が始まったときに各省庁からいろいろなデータの数字がきました。そのときも、私は2年前か3年前かに言ったんですけれども、必要があれば高校では幾らでも協力します。青少年の健全育成のために1万人規模のアンケートも今まで過去にとってきていますので、各省庁がそれぞれ予算を使ってやっても何か数字が違う。ばらばらくるのであれば、純粹に全国の高校から1万といえど1万、2万といえど2万のアンケートをとりますので、その辺の集計費用とかがきちんと国のほうで担保できれば、協力体制はがっちりしたものがあまから、今後いい形で利用していただければと思いますので、一応フォローだけさせていただきます。

○清水座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいようでしたら、どうもありがとうございます。

それでは、最後になります。安心ネットづくり促進協議会から御説明をお願いします。よろしく申し上げます。

○安心ネットづくり促進協議会 こんにちは。安心協の石原でございます。本日は、お時間をいただきましてどうもありがとうございます。

まず、安心協の取り組みについて報告をさせていただきます。

私ども、2009年の青少年インターネット環境整備法の施行に合わせる形で、これまで普及啓発にそれぞれ取り組んできた利用者、産業界、教育関係、それが相互に連携して、わかりやすく国民一人一人に展開しようといった目的で設立をしております。現在、左側の下ですけれども、会員数は188会員の産学連携の組織体でございます。

それから、組織でございますが、これは報告書類の提出が先週だった関係で、実は昨日、安心協の総会がございまして会長が交代いたしております。現在、会長は明治大学の新美

氏が務めております。それから、副会長が1名、NTTドコモの吉沢氏がKDDIの藤田氏に変更、交代ということでございます。

私ども、大きくは2つの活動をしておりまして、1つは国民の普及啓発に努めようというものと、もう一つはそれを裏づけるような調査研究を行っていかうといった活動であります。

真ん中に連携の輪があると思うんですけれども、我々、安心協の特徴としてはその組織の中に利用者団体であるとか、あるいはPTA、教育関係、産業界、各団体といったことで、さまざまな関係者が青少年を守るために集いまして、賢く使う環境を整備していかうという趣旨で集まってきている。それに対して下から支えていただいておりますけれども、各府省庁の皆様にも御協力をいただいているということでもあります。

それから、そういった活動を通して地域へ、ローカルへの展開と、あとは世界での情報共有、こういった活動も行っております。

この整理した課題につきましては、さまざまな研修であるとか、あるいは小中のPTAを中心としたところといろいろな意見交換をした中で、ちょっと整理をさせていただいております。

大きく異なる真ん中のLINEは、おおむね2012年を境に、それまでスマホ普及以前と普及以降について少しトレンドが変わったなということがありまして整理をしております。

まず、スマホ以前のフィルタリングについては、保護者が必要性和まかな理解があれば携帯会社がフォローいただけていた。それに対して、スマホ以降については少しシステムの理解と対応が必要になってきている。

それから、インターネットにつながる多様なデバイスがふえてきたということで、それについてもフィルタリングの対応、それから子供の利用動向の把握が必要になっている。

それから、利用課題については、普及以前というのは裏サイトなどパトロールが可能であったといったところがありました。ところが、現在はコミュニケーションアプリといったところではいじめとか仲間外しみたいなことがあっても、今はパトロールができない状況がある。そういったことがあるかと思えます。

それから、その下のほうにありますけれども、ネット利用の低年齢化であるとか、さまざまなフィルタリングのないゲーム機とか、ないというか、かけていないゲーム機などからの有害情報へのアクセスリスクがふえてきているといったものがあります。

下には普遍的な課題として、12年以前も以降も変わらないものとしては、親のインターネット接続機器のまかな理解であるとか、環境整備法の認知であるとか、あるいは保護者による法の精神、ポイントの理解、こういったものがあるのではないかと考えております。

それから、対象別に整理をしました。スマホ以前というのは、保護者の話としてはよく、

子供を信じてフィルタリングを外していますというような話があったんですけども、昨今はさまざまなデバイスであるとかフィルタリングシステムが複雑化をしてきたという中で、どうもよくわからないのでフィルタリングしませんというようなケースが出ている。

それから、右側ですけれども、子供のネット利用に対して対策理解を進展させる人、つまりデバイスが複雑化、高度化する中で、より理解に努めていこうという親と、それをちょっとわからないからということで遠ざけようとする二極化が生まれてきている。あるいは、全般に国民全体としては関心低下の傾向が見られるのかなと考えております。

それから、青少年においては中学生を中心に低年齢化するさまざまな課題が出てきています。

それから、以前はメールの即レス対応みたいなところでトラブルがあったわけですけども、現在は既読であるとかグループ、こういったところでさまざまなトラブルであるとかコミュニケーション量の増加、利用の増加といったものがふえている。

それから、関係一般のところでは皆さんからおっしゃられているようにフィルタリング加入数の減少傾向といったところが挙げられるかと思えます。

我々の大きな活動の一つである調査研究の取り組みについては、昨年度3つの作業部会を行って取りまして各提言を取りまとめておりますけれども、調査検証作業部会においては青少年におけるいじめ、暴力、潜意識行動、自殺依存、こういったもののインターネットによる影響調査を報告書として挙げております。

それから、ネット問題検討作業部会においては青少年のネット上の問題行動について昨年取りまとめをしてホームページ上で公開をしております。

それから、先ほど高P様からもお話がありましたけれども、インターネット・リテラシー・アセスメント・フォー・スチューデント、総務省のILASに定義した7項目のリテラシー分類をもとに小学生から大人、特に保護者ですが、それらが受けられるような10分でやれるようなテストを開発しまして、約3,500名を対象に調査を実施しております。それらの報告については、昨年度ホームページ上に公開をしております。

もう一つの大きな活動である普及啓発の活動としては、下のポンチ絵にありますけれども、従前は安心安全に使っていただくということでずっと啓発をしてきたんですが、そろそろ2020年の教育のデジタル化といったものを踏まえながら、学業や生活で使いこなし、賢く使いこなしていこうといったものもテーマに含めながら啓発活動を進めております。

これが、昨年度の啓発の全国での接点でありますけれども、日本全国さまざまなところで啓発活動を行いながら、2013年度は全国で64回ということで、約1万7,000名の方と接点をとりました。

そういった中で、高校PTAの研修においては上のグラフでありますけれども、一番上位にきているのは、将来を考えて賢く使わせたい。こういった意見が、高校PTAのほうでは上位を占めてきています。それも、過年度に比較してもふえてきているというトレンドにあります。

一方、小中の保護者については、全体的にグラフが前年を下回ってきているということで、どうもその課題を遠ざける意識が出ているのかなというところもありますけれども、低下傾向が見られる。それから、上から3つ目ですけれども、フィルタリングの徹底というところについても年々必要であるという意識が下がっている。これらは、今後我々の活動の課題としても捉えていかなければいけないと思っています。

これはイメージですけれども、左側が保護者等を対象にした研修会を行っている。そして、右側は青少年を対象としたイベントを行っているということで、中学生、高校生においては彼ら自身が考えていただくようなワークショップスタイルの研修会を行ったり、小学校あるいは幼稚園の子に向けてはインターネットを体感し、その中からルールとかマナーを学んでいただくような体験型の研修会を行っています。

合わせて、それをバックアップするような形でホームページで啓発素材を提供したり、「「ソーシャルメディアガイドライン」づくりのすすめ」ということで、生徒会で議論しませんかというふうな提案をさせていただいたり、あるいは保護者に向けてスマホの安心安全ガイドといったものを配付したりといった活動を行っております。

我々の活動は以上であります。ありがとうございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。御質問等をお願いします。どうぞ。

○高橋委員 何か私が質問するのも変な感じなんですけれども、先ほど石原さんのほうから説明があった中で、以前の携帯電話はある程度パトロールが可能だったが、今のスマホに関してはパトロールが難しい。

これは、以前の携帯のときも同じことがあったんです。学校裏サイトというのは実はもう10年も前からあって、いろいろな学校でいじめとか、そういった書き込みがあったりして、それをどうにかして追及できないかといったときにキャリアさんは、海外を通じてぐるっと回ってくるから全然つかめないんだと言っていたけれども、1~2年したらあっという間に、実は把握できるんですという話になってしまって、その辺はパトロールができないということが何かで刷り込まれたのか。実際にきょうTCAさんも来ていますので、そういった面でスマホが本当に無理なのかどうか。それも今後うまくやっていっていただきたいということが1つです。

それと、この場に以前ラインさんとかEMAさんとかに来ていただいて、特にいろいろなフィルタリング等にかかわるところをやってきましたけれども、なかなかそこから先の進捗状況がうまくいっていない。こういったことも踏まえて、今後そういった会社も一緒に飛び込む形で、何かいい形のパッケージができればありがたいかと思っています。

最後に1つだけですけれども、実際に今、安心協さんのほうでやっているんですが、以前の設立時、創立時にいろいろな企業さんが協賛して、あくまでも社会環境をよくするために社会貢献的に参加しましょうといった大きな企業がほとんど抜けてきました。実際に5年、6年経ってきて、その場にいた人たちが皆、人事異動でいなくなって、そういった話を聞いても、お金を払っているけれども何をしているかさっぱりわからないというよう



な状況が出てきて、実際に今、会員数が減ってきています。そういった中で、今後こういった活動をやっていく上で非常に難しい話になってきていると思うので、今後どういったスタンスで安心協が進めていこうとしているのか。

それともう一つ、フィルタリングというのはやはり必要なんですかと、現状からするとキャリアさんも含めて何か投げかけられているような気がするんです。当時、いろいろな出会い系サイトとか、無料のサイトとか、コミュニケーションツールを持っていたところが皆やめていって、安心協さんからも抜けたり、EMAさんからも抜けたりして、今ちょっと悶々としているところがあるので、やはりこの会があって子供たちのために健全な安心してインターネットができるような環境をつくるんだという意識が業界のほうで最近薄れてきているんじゃないかという気がしてならないんです。

その辺も、今後もし皆さんがお集まりになるようなことがあったときには、やはり原点に戻ってもう一回その辺を再度きっちり話し合っていくことが必要じゃないかと思っていますので、そういった検討をしていただければありがたいかと思っています。

○清水座長 ありがとうございます。検討していきたいとも聞こえたと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。次に、議題3に入りたいと思います。議題3は議事にありますように「青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討」ということとさせていただきます。この議題につきましては、少し私からお話をさせていただきまして、それから議論に入っていただきたいと思っております。

御承知のように、今までもいろいろ議論がございましたように、青少年を取り巻くインターネット利用環境は大変大きく変化しておりますし、公衆無線LAN接続によるインターネット接続、あるいはMVNO、仮想移動体通信事業者等の新しい接続サービスによるインターネット利用機会が多くなってきているという状況もあります。

また、今も高橋委員からありましたが、事業者が多くなってきているとか、事業者の意識も変わってきていますし、事業者の多様化が進んでいるということかと思えます。また、利用実態は大きく変化しておりますし、保護者のリテラシー、あるいは問題意識が不足しているのではないかという状況が非常に多く指摘されているところでございます。そういったことを踏まえまして、本日の議題3におきましては「青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況に係る検討」といたしまして、フィルタリング関係、特定サーバー管理者関係を中心に議論をさせていただければと思います。

フィルタリング等につきましては、スマートフォンの環境のもとで携帯電話事業者、あるいはアプリ事業者、OS事業者、それにMVNOの事業者等、多様な関係者が存在しておりますので、その役割とか連携状況が見えにくくなっているという実態があるところであります。

また、本日は関係事業者団体の皆様から御説明いただいております説明者として御参

加されており、事業者の責務につきましては先ほど関係団体からいろいろわかりやすい御説明をいただいておりますので、その意見も踏まえて議論をいただきたいと思います。

そういうことで、この議題3につきまして自由に意見交換ということで御発言をいただきたいと思います。

では、曾我委員からお願いします。

○曾我委員 今年の1月ごろから申し上げていると思うのですが、今の状況は青少年インターネット整備法ができる前に戻ったというふうに考えていただきたいと思います。

つまり、今の青少年インターネット整備法では対処できないような社会状況になっている。あの青少年インターネット整備法ができたときには、今までできないとやってきたことをそれぞれの省庁が子供たちのために安心な環境をつくるのに、どこにどういうメスを入れることで、また企業もどこの責務を負うことでその環境ができるのか、フィルタリングの設置が上がるのかということを進める中でいろいろなことが行われて、最初は保護者もなかなか戸惑いがあるってすぐにはフィルタリング設置をしなかったのですが、設置してから販売をするということに御同意をいただいて、かなりの子供たちが設置をしたまま利用するような環境になった。そして、その中で第三者認定を受けて、やはり第三者から見てもこの企業はそれだけの対策をしているからいいだろうということで保護者に同意を求める形の中で外すことができたり、EMA認定の場合においてはフィルタリングしたものを使える状況ができたと思うんです。

では、今いろいろな機器があるけれども、全てにおいてそういう状況をもう一度作り直さなければならぬ状況にきている。ということは、何を見直さなければならぬのか、各省庁にも課題があるはずなんです。どこかの法律でメニメールの監視ができないとか、そういう部分もパトロールしようというところから始まったり、その後にSNSさんがパトロールを始めて一気に減ったということもあるし、法の解釈の考え方とか、そういうことを全部やらない限り、現状では無理ということなんです。

だから、総務省さんには総務省さんの課題があるだろうし、警察庁さんには警察庁さんの課題があるだろうし、内閣府、法務省、そして文科省、経産省、全てに課題があると思います。その横軸が全部そろわないと、新しい現状に合う法律の状況が生み出されないから効果が生まれないということになってしまうと、先ほど高橋さんがおっしゃったように、なしと同じ状況ということにもなってしまいます。

ところが、50%の方が、少なくとも今の不完全なフィルタリングでさえそれで子供を守ろうとしているということは、それだけの意思が保護者たちにあるということもぜひ御理解いただいて、本当に安心安全な環境で将来の子供たちを守っていきましょう。そして、そういう大人をつくっていきましょうとするのであれば、やはり法改正も踏まえて、どういうふうに法改正すればそういうことが生まれるのかを各省庁がしっかり考えていただいてお話をいただく時期にきているのではないかと思います。

こちらからだけ一方的に話しても多分横軸がそろわないような気がしますので、インタ

一ネット整備法ができる前の段階から、できたときに皆さんがどれだけの汗を流したかという状況をぜひ考えて、省庁として我々が安心できる御提案が欲しいという状況にきているような気がします。

○清水座長 どうもありがとうございました。

では、高橋委員どうぞ。

○高橋委員 今、曾我委員のほうからお話がありましたとおりです。今、終わった後にすごいと私は言ったんですけれども、本当に原点に戻る時期がひとつきているのかなと思います。

いろいろな環境とか、機器の変化、そういったものができていると同時に、やはり子供たちの資質も変わっております。それで、これは携帯電話だけで見つめると、全て携帯にかかわる人間が悪いというイメージがあるんですけれども、実は私どもずっと高校のPTAでやっていたのは健全育成で、性感染症の問題とか、いじめの問題とか、いろいろなところでやってきました。そうすると、一時期、昔は少女買春だとかいろいろなことがあったんですけれども、自分の体を自分で始末しているのに何で人から言われるんですかというくらいに、昔では考えられなかったような自分自身を大切にしなきゃならないという倫理観が大分減ってきている。

当然、携帯でもいじめて何が悪いんですかということで、人のことを思いやれなくなっている。そういったところからいくと、文部科学省さんのほうから今度は教育だとか、そういう現場でいろいろやっていかなければならない。そういった意味で、全ての省庁が連携をとっていかないと非常に難しいような子供たちが今、社会に存在するということをもう一回きちんとどこが把握し直すべきだろう。

でも、それを把握すると同時に、そのために実はこの法律ができたときに第三者機関をつくってという話で、国が定める第三者機関という話があったんですけれども、そのときにはとにかく日本の民間はすごい力を持っていますので、しばらく民間でやらせてみてください。それで、不足があったときには国のほうから助言なり指導を賜ればありがたいということで、あくまでも国主導である機関を決めてそこで審査をするんだとやると、どうしてもどこかに偏りがちな部分が出てくるということでそうやったんですけれども、でも今こそ国のほうがいろいろな意味で助言とか指導をしていただける時期じゃないかと思えます。

ですから、ぜひ各省庁のほうからいろいろな御指導等がありましたら、それにかかわっている安心協とか、EMAとか、いろいろな任意団体がありますけれども、皆、目的としてはこのインターネット整備法をとにかくいかに有効に皆に知らしめてきちんと掌握して子供たちを守ろうというためにやっている会ですので、そういったところの御指導もいただければありがたいと思います。以上です。

○清水座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、どうぞ尾花委員。

○尾花委員 本当にお2方のおっしゃるとおりだと思いますが、インターネット環境整備法ができて3年後くらいに一回見直すというなお話が当初ありました。それで、私も当初はその見直しというレベルでいいかと思っていたのですが、このデジタル業界の中に私も四半世紀以上いるので、この中の年度の変わりというのはどちらかというとドッグイヤーと言われるほど昔から早かったんですが、携帯に関してはドッグイヤーどころの騒ぎではない。

徐々に、徐々に変更されていって微妙に変えていくんだったら見直し程度で十分なんですけれども、今まで無線機レベルの携帯電話だったのが、要するにトランシーバーだったのが急に高性能小さなパソコンになってしまった。こんな様変わりをした状態の中で一部見直し、それも法律というのはそんなに改定できるものではないんですよとか、修正するのはすごく大変なんですよと国の事情を言っている場合ではないと、私はすごく思っています。

全面的につくり直す必要はもちろないとはいいます。中身はいいものもいっぱいあります。ただ、機種がこれほど変更して、お2方からの御意見に出ていましたように、使う人の意識や感覚も全くもって変わってきて、この3年間で思い切り全取りかえで、トランプゲームの全取りかえというような状態ぐらい変わっている中で、回転しやすいところだけちょっといじって何とかこの面倒臭いことをやりすごそうかと思っているのでは、はっきり言って青少年インターネット環境整備法がある意味がないと私はすごく感じています。

もちろん教科書とか、そういったものも5年、6年にかかって見直すなどということをやっていたら完全に取残されてしまいますので、今までとは全く違った形で教育のほうも根本的に変えていかなければいけないとは思っていますが、私は先ほどから再三申し上げていますが、MVNOみたいなもの、その他いろいろな学習端末も含めていろいろな機器が出ていますが、申しわけないんですけれども、学習タブレットというものと、通常の携帯電話会社の提供しているタブレットと、私たち関係者にとってみれば業態が違うとか、ネットワーク利用が違うとか、業種が違うとか、そういったものは見えてきますけれども、消費者にとっては同じタブレットなんです。それで、MVNOさんが売っている安いスマートフォンも、キャリアさんでしっかり説明して販売して下さっているスマートフォンも、保護者にとっては同じスマートフォンであって、別に裏側のネット回線を借りて使っているか、自分たちが提供しているかなんて知ったことではないわけです。

なのに、我々知識を持っている側がそれを分けて考えて、ここはいいけれどもこちらはやらなくてもいい。こちらはやらなきゃいけないみたいな住み分けをするのではなくて、手に取る消費者が同じに見えるものに対しては同じような対策をとらないと、消費者が混乱して消費者リテラシーが低いで済ませてしまえば、一番被害に遭うのは子供たちだと思うんです。

なので、どこを責めているわけではなくて、日本の体制が今こういうふうになんて新しいものに対して、多分国も、企業さんも、いろいろな団体も、初めてこういうケースに直面

していると思うんです。それで、青少年の子供たち、これから育っていく子たちの心や体や、あとは未来を守るために、今いろいろな戦略を立てて新しく国が変わろうとしている段階ですけれども、そのためには将来の子供たちをしっかりと育てていかなければいけない。

それで、例えば青少年向けに開発したものではないんですよというんだったら、売るときに青少年向けじゃないと言うという法律があってもいいと思うんです。例えば業者さん、キャリアさんは販売時にフィルタリングをかけるという義務があります。保護者は子供のケアをするという義務がありますとこの中で言っているように、青少年向けではない端末を開発して売るケースの場合には、青少年向けではないと店頭で説明して販売をする必要がある。

その際に保護者は、ではと言って保護者名義で勝手に買って子供に与えるようなことは、ほかのことでしてはいけないことになっているというようなものも、全てきちんとできないと、このケースはこうです、このケースはこうですと分けて、一体保護者にどう理解しろ、消費者にどう理解しろというのだらうと思いますので、がんじがらめにするのではなくてある一つの視点、例えば買いに行くという行動から見たときに、どこのどんなものを手にしたときでも同じように理解できるような最低限の物差しみたいなものを日本が一つになって、青少年バイデザインじゃないですけれども、そういった法律に多少必要なところは早急にどんなに手間でも組みかえる必要があるんじゃないかと思って、ぜひ皆さんに御協力いただきたいと思っております。以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○高橋委員 今、尾花さんからお話がありましたが、ここまで尾花さんが熱く語ると思っていなかったんですけれども、多分いろいろなところに講演に行って、いろいろな反応を見てきて、以前の反応と今の反応は変わってきているということを感じとったお話だろうと思うんです。

以前は、ただ勉強したい、聞きたい。日本全国すごい回数、各省庁を含めて安心協さんとかいろいろなところで皆やってきて、その講師で行ったときに、当時は本当に何かわからないけれども聞きたいなというのと随分雰囲気が変わってきた。そういった中で、どうしてもどうにかしなきゃという熱意が多分いっぱい出てきたと思うんです。

それで、先ほどからいろいろな話が各機関の人からもあったんですけども、ではフィルタリングを初めからセッティングしたらという話は、私は多分2年か3年くらい前に一回したことがあるんですが、それは一般の人が購入したときに大変ですよと言ったけれども、今は逆に初めからセットしておけば一般の人は外すだけなんだから、そのほうがフィルタリングの普及率は高くなるんじゃないかというお声も出てきたようで、私の耳に入ってくるんですけれども、私はそれであればそういったスタンスを変えても構わないと思うんです。

以前はこうだったけれども、今はこうと、やはりそのときそのときでいる子供たちの環

境だとか保護者の考え方が変わってきていますし、これは別に強制執行みたいにやるわけではないので、初めから外すときはそのかわり保護者は完全に自分の子供に関して責任を持って外す。

これはゲームメーカーにしても一緒だと思うんですけども、今、一般社会の流れは何となくある程度初めからどこかで防御しておかないと、実質的に防御させるのが無理だとなれば、そういったところのアドバイスなり、ではそれは法的にどういった問題があるかということもこれだけ関係省庁さんがお集まりですので、ここまでは許せる範囲、ここから先はちょっと制限できないねという協議をこの場でしていただければ、もっともっとケースバイケースでそういったときの状況が変わってきてもいいんじゃないかという気がしております。以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

○曾我委員 今の尾花さんの話の中で、ちょっと不明朗な部分を明朗にしておきたいのですが、携帯電話でもほかのお酒でも全部そうで、同じように18歳未満は使用禁止、つまり青少年対策をしていない道具に関しては18歳未満は使用禁止と書ければ、確実にこれは子供の道具ではなくて大人の道具だということが明快になる。そのくらい明快にしないと、多分これは子供の道具か、大人の道具か、保護者はわからなくて買い与えてしまうと思います。

それで、大人の道具を18歳未満に渡して、それで問題が起きれば18歳未満使用禁止、どうしてこれを渡したんですかということ非常に問題を明快にしやすいですね。基本的に子供たちに使わせる道具に関しては、やはり18歳未満の対策をしている道具を買って、そしてそれを使ってもらう。この意思の協調度がきちんとならないと、多分うやむやでやはり道具でわからないというふうになってしまうような気がします。

だから、そこぐらいまで考えた上でそういう意識ができて、その後にフィルタリングを親の責任を持って外すというのであれば結構理解できるんですけども、まずそのくらいの気持ちから始まって論議をしなければならぬのかなという気が致します。

○清水座長 ありがとうございます。

では、国分委員お願いします。

○国分委員 今まで各委員のいろいろな御発言の中でだんだん昔のことを思い出してきたんですけども、春、4月になりますと各大学に新入生が山のように入学してきて、大学としてはそういう学生たちにIDを発行して、いろいろメールなり、インターネットの利用ができるようにするわけですが、時として他人のIDを騙ったりとか、いろいろ事件が起こるものですから、最初に相談されたのは新入生に配る資料を作成している会社からなんですけれども、関西のほうの割と大きな規模の大学では、新入生はその大学のコンピュータセンターに行って画面で試験を受けるんですね。それにパスしないとIDをもらえないというので、またいろいろほかの人のコピペじゃないんですけども、そういうものが横行してとかというので、ランダムに問題を出すとか、いろいろ聞くも涙の物語もいろいろ聞か

されました。

何らかのある種の道具なんですけれども、だんだんコンピュータ化するとやはりエキスパートとそうじゃない人との間で、同じ道具を使っているけれども出来、不出来の差は歴然としたものなんです。最低限のところをある程度確保するという観点でいえば、何らかのテストといいますか、我田引水的に申し上げますと、私どものオンラインのテストを受けるのは無料で、中学校などで意欲のある学校の先生がいろいろ子供たちに受けさせていると思うんですけれども、そういうミニマムのレベルを担保するための何らかの方策があってもいいんじゃないかということ、昔のことを思い出しながら考えました。以上です。

○清水座長 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

御意見がないようでしたら、この議題3につきましては終わりにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、議題4は「その他」でございます。先ほど御説明いただきましたが、今回改正されました児童ポルノ法に関連いたしまして、内閣府の安田大臣官房審議官から御発言があるということです。よろしくお願いいたします。

○安田審議官 内閣府大臣官房審議官の安田でございます。別の自民党の会議のほうに出ておりましたので、ちょっとおくれて参ったのでございますけれども、その間に法務省さんのほうから児童買春、児童ポルノに係る法改正についての御説明があったことと思っております。

私、この大臣官房審議官の立場で犯罪被害者等施策も担当しておりまして、政府の犯罪被害者等施策推進室長という立場でもございます。そうした立場からしましても、またこの犯罪被害者等施策推進会議において、ここにも社会保障審議会と連携してということがうたわれておりますけれども、適切に検証等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

7月中旬に施行が予定されています児童ポルノ法の一部改正によりまして、今後ますます児童ポルノの排除に向けた取り組みが求められているところでございます。内閣府といたしましても、第2次児童ポルノ排除総合対策に基づきまして、引き続き児童ポルノの根絶に向けての総合的な対策を行政のみならず、法にもうたわれておりますように、電気通信役務の提供をする事業者の方々も含めて、官民挙げて社会全体で強力で推進していく必要があるかと考えているところでございます。

また、この検討会は本年2月の第21回の検討会以来、委員の皆様におかれましては4回にわたり御参加を賜りありがとうございました。これまで緊急に対処すべき課題ということを中心に御議論いただいたわけでございますけれども、10月以降、基本計画の見直しに向けた議論ということになりますので、また引き続きよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○清水座長 どうも審議官ありがとうございました。

事務局から御説明があるかと思えます。よろしくお願ひします。

○山岸参事官 それでは、事務局より何点か説明させていただきます。

まず、お手持ちの資料の9と資料の10について簡単に御説明をさせていただきます。

資料9につきましては、平成26年度の「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の概要でございます。これにつきましては、7月に青少年非行被害防止全国強調月間を実施し、それを踏まえて全国6か所で本年度もフォーラムを展開していく予定であります。これにつきましては、改正児童ポルノ法の趣旨、インターネットの適切な利用についての意識喚起、そしてこの検討会におかれて緊急に対処すべき課題としてこれまで御議論いただいた中身を踏まえて、それぞれに訴求性の高い啓発に努めていきたいと考えておりますので、また委員の皆様方にも御協力のほうをよろしくお願ひ致します。

資料の10につきましては、これも緊急に対処すべき課題としてこれまで検討会の中でも御指摘いただいたものを踏まえまして、関係都道府県のほうで先進的に取り組んでおるそれぞれの取り組みについてぜひ情報提供いただきたいということで御提供いただいたものを資料として整理をしたものでございます。

現在、内閣府としてホームページに掲載準備を進めております。まだまだ視認性ですとか一覧性の点では問題もあろうかと思えますが、それぞれの府県の取り組みや指定都市の取り組みをできる限り見えるかして、それぞれの知恵と工夫が共有できるように努めていきたいと考えております。

お手持ちのものについては都道府県ベースで並べておまして、それぞれの県のほうでURLですとかPDFを御紹介いただいたものについては見える形で共有を図っていききたいと思っております。

この資料等につきましては、6月4日、5日、それぞれ全国の都道府県、指定都市の青少年担当の課長会議を開きまして、全て整理した情報についても各都道府県にはフィードバックをしております。今後ともそれぞれの時期、節目の取り組みについても情報共有に努めていきたいと考えております。

また、内閣官房のほうでも情報共有のサイトについて現在更新を進めておられると聞いておりますので、そことも連携して今度は訴求対象別にきちんとそれぞれの資料が整理できるようにという清水座長の御提言等についても、ぜひそれを生かしていきたいと考えている次第でございます。

3点目につきましては、次回25回の会合の日程調整でございます。10月2日木曜日午前10時から行いたいと考えているところでございます。今回、残念ながら日程の関係で御発表いただけなかった団体のほうから御発表をいただくとともに、自由討議では法及び基本計画に基づく施策の推進状況に係る検討として基本的な方針、先ほど曾我委員、高橋委員のほうから言われたそれぞれの御提言を踏まえた御議論や、基本計画の見直しに係るあり方等について議論を深めていきたいというところでございます。

公表時期の関係で今回お配りできませんでした子供・若者点検評価会議の提言、これは



ライフサイクルを見据えた子供やその保護者の支援に係る提言が近々なされる予定ですが、この資料ですとか、政府LINE運用ガイドラインとしてSIAのほうで現在準備されておられますガイドライン、またはITU、ユニセフ等によるオンライン上の子供の保護に関するガイドラインとして企業の社会的責任をいかに促していくかというものについてもガイドラインがなされることと聞いておりますので、これらの資料等についても情報共有を図りつつ、議論に資するようにしてまいりたいと考えております。

また、これまでのヒアリングの結果や地方公共団体に対する意見聴取の結果、そしてこの検討会におけるそれぞれの議論の状況についても、議論の状況を整理した資料を共有してその議論に資したいと考えているところでございます。

御欠席される場合も含め、引き続き書面等の形で積極的な御意見を賜れば幸いです。以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

以上をもちまして本日の議論は終了でございますが、本日は内閣府、法務省、それから文部科学省から資料をいただきまして御報告いただいたというところでございます。

それから、関係団体としましてインターネット協会、電気通信事業者協会、電子情報技術産業協会、全国高等学校PTA連合会、安心ネットづくり促進協議会から御説明をいただきまして、大変参考になったところでございます。

そして、最後の議題では「青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討」ということで意見交換をさせていただいたところでありまして、非常に根本的な御意見をいただいたところでございます。この御意見につきましては非常に重要な意味も持っていると感じたところでありますけれども、この検討会の大きな目的といいますか、重要な点は、情報交換も含めて、この問題に関係します関係府省が連携して進めていきたいということできずとやってきておりまして、非常に成果が大きいというふうに座長としては認識しております。

そういったことを踏まえますと、今後この時点でどのようにしていくかということにつきましては、引き続き関係府省の連携協力をぜひよろしくお願いしたいと思いますし、事務局の内閣府におかれましてはそのまとめ役としての役割を特に改めてお願いする次第でございます。

一方、本日の新聞各社が大きく報道したのはOECDの調査結果でございました。これは教育学習面での点であります、特にICT関係ということも入っております、それをご覧いただいたとおり、日本はOECDの調査結果では非常におくれているという結果であります。このおくれているというデータは今回初めて出たわけではありませんで、昔からおくれている。今もおくれているというデータでございます。

教育学習面では非常におくれているけれども、青少年が個別に持つ携帯電話とか、スマートフォンとか、スマートフォンも先ほど尾花さんが言われたようにコンピュータタブレット、学習用のタブレットとほとんど機能が同じなわけですね。

ですから、OECDの調査が学習というか、教育面ということで国が、あるいは地方自治体が、学校が用意した情報端末ということで調査をした結果とは思いますが、趣旨的には子供たちの持つスマートフォンというのは学習端末であるわけです。

そういったことからすると、例えばデンマークはトップでデータとして出ていたと思いますが、デンマークの調査結果が本当に政策的に準備したものの全てのデータだったのかどうかというのは、ちょっと私も関心があるので調べてみたいと思っております。

その調査の対象が違う視点で回答をそれぞれの国がしているとすると、あのランキングというのは若干不安な面があります。今後、教育学習面での整備ということも大きな議論になっておりますし、文部科学省でも内閣官房のIT室でもその点を非常にいろいろ考えていくという時期になっております。このときも、関係府省が連携してという一本の柱がありますので、それと並行してこの検討会で扱っております子供たちを守るという仕組みづくりと、子供たちあるいは保護者、教員も含めまして指導する立場の指導力と子供たちの能力育成という点が非常に大きく関係しているということかと思えます。

ですから、その指導力、あるいは子供たちの能力育成といったときに、安全安心という観点だけの能力ではなくて、学習面のこれからの社会に必要な能力ということも含めて、トータル的に国としては考えていくという形で動き始めている中で、ここは特に子供たちを守るという観点の能力育成も行っておりますので、ちょっと幅広目に連携協力ということを考えながら、この検討会も進めていく時代になってきているのかなと思っております。

法律改正についての御意見も、それを目指した形の御意見もあったと思っておりますけれども、この点につきましては具体的に関係府省にお任せするというのではなくて、我々としても具体的にどうありたいのかということをもうちょっと具体的に議論していくことも必要ではないかということ、本日の議論をお聞きしながら感じたところであります。

いずれにしましても、本日のまとめとしましては、我々この検討会は関係府省並びに有識者の構成員の方々との連携のプロジェクトでありますということを強調させていただきまして、本日の第24回会合を終了させていただきたいと思っております。

本日も、まことにありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。